

分別管理の法令遵守に関する経営者報告書

令和7年3月3日

フィデリティ証券株式会社

代表取締役社長 コルビー・ペンブーン



私たちは、フィデリティ証券株式会社の経営者として、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則(以下「法令」という。)を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・金融商品取引法施行令第16条の15
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、令和6年12月31日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、フィデリティ証券株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。

この手続の実施の結果、私たちは、令和6年12月31日現在において、フィデリティ証券株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

重要な後発事象

フィデリティ証券株式会社(以下「当社」という。)は、令和7年1月1日に当社の個人向け証券取引事業並びに企業型及び個人型確定拠出年金事業を楽天証券株式会社(以下「楽天証券」という。)に承継しました。承継対象事業に係る資産は「顧客分別金信託」、負債は「顧客からの預り金」に係る返還債務です。

①事業分離先企業の名称	楽天証券
②分離する事業	個人向け証券取引事業及び企業型・個人型確定拠出年金事業
③事業分離を行う理由	当社を取り巻く環境の変化や各事業の収益性の見通しを踏まえ、最適な経営資源の配分を勘案した結果、当社の証券事業を

	楽天証券に移管することが最善であると判断しました。
④事業分離日	令和7年1月1日
⑤法的形式を含む取引の概要に関する事項	当社を吸収分割会社とし、楽天証券を吸収分割承継会社とする、受取対価を金銭とする吸収分割

以上